

塩竈市上水道加入金徴収取扱要綱

塩竈市上水道加入金徴収取扱い要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、塩竈市水道事業給水条例（平成10年3月条例第10号）第30条に規定する水道加入金（以下「加入金」という。）の徴収取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水管の口径の定義)

第2条 給水管の口径とは、水道メーター上流側直前の給水管の呼び径をいう。

(加入金徴収の対象)

第3条 市長は、給水装置を新設、又は改造（給水管の口径を増す場合に限る。）する者から加入金を徴収する。

(加入金の額)

第4条 加入金の額は、塩竈市水道事業給水条例第30条第2項に規定する金額とする。ただし、改造する場合の加入金の額は、給水管の新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額との差額とする。

2 給水管の口径が150mm以上の加入金の額は市長が別に定める。

(加入金の徴収)

第5条 加入金は、申込者から給水装置工事申込みの際徴収する。ただし市長が特別の理由があると認めるときは、工事申込み後徴収することができる。

(加入金の徴収及び還付)

第6条 給水装置工事の完成前に当該工事の申込みを取消したときは、既納の加入金は還付する。

2 給水装置工事の設計変更により加入金の額に変更が生じたときは、設計変更申込みの際変更に係る給水管の口径に応ずる加入金の額の差額を追徴又は還付する。

3 前2項に定める場合を除くほか、既納の加入金は還付しない。

(加入金の免除)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、加入金の徴収を免除する。

- (1) 生活保護法に基づく生活援助を受けている者が給水装置を新設する場合。
- (2) 共用栓を撤去し、同一場所に給水管の口径が13mmの専用栓を新設する場合。
- (3) 給水装置の所有者がその所有に係る給水装置を撤去し、同じ口径の給水装置を別に新設する場合。
- (4) 土地区画整理法に伴う移転等により、同じ口径の給水装置を別に新設する場合。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、加入金徴収の取扱いについて具体的事例、その他必要な事項は別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和51年1月1日から実施する。

《運用とその解釈について》

加入金取扱要綱

1. 水道加入金の対象

水道加入金を納めていただくときは、給水装置を新設するときと、増径（給水管の口径を太くするとき）するときです。

2. 水道加入金の額

水道加入金は、給水管の口径に応じて負担していただくもので、水道加入金の額は次の表のとおりです。

水道加入金

給水管の口径	金額	消費税額	消費税込金額
13mm	65,000円	6,500円	71,500円
20mm	130,000円	13,000円	143,000円
25mm	280,000円	28,000円	308,000円
40mm	920,000円	92,000円	1,012,000円
50mm	1,560,000円	156,000円	1,716,000円
75mm	4,300,000円	430,000円	4,730,000円
100mm	8,780,000円	878,000円	9,658,000円

尚、「給水管の口径」とは、当該給水装置に設置されるメーター上流側の接続管とする。ただし増径のときは、新しい給水管の口径の水道加入金の額から、もとの給水管の口径の水道加入金の額を差し引いた額が水道加入金の額となります。

3. 納入の期限

水道加入金は、給水装置工事申込み（指定工事業者が水道部へ申込する。）の際、納めていただきます。

尚、いったん納めていただいた水道加入金は、次のとき以外はお返しできません。

- (1) 給水装置工事の竣工前に工事申込の取消したとき。
- (2) 給水装置工事の申込み後に設計変更（給水管の口径に変更が生じたとき）したため、水道加入金の額に差額が生じたときは設計変更申込のときに差額を納めていただくか、又はお返しいたします。

4. 質疑応答 別紙のとおり

《質疑応答について》

- 問 1. 建築工事のために使用する工事用水確保のために、新設工事が申込まれた場合の水道加入金はどうなるのか。
- 答 工事用水のための給水装置でも新設する場合には、その口径に応じた水道加入金を徴収することになる。
- 問 2. 問 1 の場合で、工事用水としては口径 25mm で間に合うが、建築本体の需要を見越して口径 75mm の給水装置工事申込みがなされた場合の水道加入金はどうなるのか。
- 答 工事用水のために新設する給水装置に 75mm は認めない。ただし、申込者との協議によって口径 75mm の給水装置を承認する場合には、75mm の水道加入金の額を徴収することとなる。
- 問 3. 問 2 の場合に 75mm の管を布設し、この管から 20mm の管を分岐して、これに 20mm のメーターを取付ける給水装置の水道加入金はどうなるのか。
- 答 20mm の水道加入金の額を徴収することになる。
- 問 4. 問 3 の場合で、建築本体の給水装置工事の新設申込があり、あらかじめ布設した 75mm を使用するようになる場合の水道加入金の額はどうか。
- 答 建築本体の給水装置工事申込者から口径 75mm の水道加入金の額を徴収することになる。
- 問 5. 問 4 の場合で、工事用水の利用者が工事竣工に伴い工事用給水装置の使用を廃止し、その給水装置を撤去した場合には、既納の水道加入金も還付するか。
- 答 既納の水道加入金は還付されない。
- 問 6. 臨時に使用される給水装置の新設工事申込みがなされた場合の水道加入金は徴収するのか。
- 答 臨時に使用されるものであっても、給水装置が新設される場合には水道加入金は徴収する。
- 問 7. 公園の水呑み栓、公衆便所の手洗栓等公共施設の給水装置についても、水道加入金は徴収されるのか。
- 答 一般の場合と同様に水道加入金は徴収される。
- 問 8. 口径 150mm 以上の水道加入金の額はどのように定められるのか。
- 答 市長が別に定める。
- 問 9. 水道加入金の額は、給水管の口径に応じて定められており、又給水管の口径とは水道メーター上流側直前の給水管の口径とされているが、メーター上流側直前とはメーターの上流何mの所を指すのか。
- 答 水道メーターに接続されている上流側の接続管の口径とする。
- 問 10. 配水管から分岐した給水管の口径より水道メーターが小さい場合は、水道加入金の額はどうか。
- 答 この場合でも水道メーター上流側直前の接続管の口径で水道加入金の額を徴収する。
- 問 11. 問 10 の場合であって、後日水道メーターを既設の給水管の口径に適合する口径にする場合、水道加入金はどうなるのか。
- 答 給水管の増径工事となるので、水道加入金の口径差額は徴収する。

- 問 1 2. 団地造成の際、あらかじめ予定宅地内に配水管から分岐して給水管を布設する場合には、水道加入金を徴収するのか。
- 答 このような先行工事は特別工事として承認するものであるが、正規の給水装置新設工事申込がなされるまで、水道加入金は徴収されない。
- 問 1 3. 水道加入金の徴収に後納を許す特別の理由があると認める具体的事項を説明されたい。
- 答 給水装置工事申込者が官公庁の場合は、水道加入金の後納を認める。
- 問 1 4. 給水装置工事申込の取消により既納の水道加入金を還付する場合、手数料を徴収するのか。
- 答 水道加入金還付のための手数料を徴収することはできない。
- 問 1 5. 給水装置の所有者がその給水装置を撤去する場合、既納水道加入金は還付されるのか。
- 答 既納の水道加入金は還付されない。
- 問 1 6. 給水装置を継承した者が、継承した給水装置を撤去して別の場所に給水装置を新設する場合には、水道加入金を免除されるか。
- 答 水道加入金は免除される。
- 問 1 7. 問 1 6 の場合に水道加入金を免除すると給水装置の権利を買って撤去新設工事の申込をすれば、水道加入金を免除されることになるか。
- 答 給水装置の継承は、継承される給水装置と関係ない第三者が行うことが出来ないため、水道加入金を免れるために給水装置の権利の売買を行うことはできない。
- 問 1 8. 共用栓の所有者の一部が専用栓を新設する場合には、水道加入金は免除されるのか。
- 答 共用栓の使用者が専用栓を新設する場合で、水道加入金を免除されるのは、その共用栓が撤去される場合に限られる。共用栓の使用者が一戸でも残る場合には、水道加入金は免除されない。
- 問 1 9. 水道加入金の納入追徴及び還付の方法はどうか。
- 答 水道加入金の納入は、申込まれた給水装置工事について審査してから申込者が納付書により納入し、給水装置工事申込書に納入済みの確認印を押すこととする。
設計変更により水道加入金を追徴する必要が生じたときも、前項と同じく納付書を発行することとするが、これの納入期限は発行の日から 10 日以内とする。
工事取消、若しくは設計変更により既納の水道加入金を還付する必要が生じたときは、工事取消届により申込者に通知する。
- 問 2 0. 給水装置工事竣工検査の際、申込の口径と異なる口径の配管が行われていたときは、どのように取扱うのか。
- 答 竣工検査不合格として取扱う。
- 問 2 1. 水道加入金を免除される生活保護法に基づく生活扶助を受けている者の手続きや確認方法はどうか。
- 答 給水装置工事申込の際に、健康福祉部の発行する生活保護受給証明書を提出させて確認することとする。
- 問 2 2. 団地等で、受水槽式給水により給水する場合の水道加入金はどうか。
- 答 受水槽に入るメーター直前の給水管の口径に相当する水道加入金の額が徴収される。

- 問 2 3. 水道加入金の免除条件の中にある「給水装置所有者がその装置を撤去し、同口径の装置を新設する場合」について具体的に示されたい。
- 答 給水装置工事申込者が自己の所有する給水装置の撤去工事申込と同時に給水装置新設工事申込をした場合には、撤去工事の竣工によって水道加入金の納入の義務は免除される。
- 問 2 4. 受水槽式給水で給水を受けている中の 1 人が、他に給水装置を新設する場合には水道加入金は免除されるのか。
- 答 水道加入金が免除されるのは、給水装置の撤去を条件としているので、この場合は水道加入金は免除されない。
- 問 2 5. 公道に布設してある配水管・給水管から分岐する給水管の口径 2 0 mm であって、水道メーター直前の給水管の口径が 1 3 mm となる場合の水道加入金の額はどうか。
- 答 1 3 mm の水道加入金の額となる。尚、この場合で将来 2 0 mm に増径するときは、増径にかかる水道加入金は徴収することとなる。
- 問 2 6. 給水装置の水栓設置個数は、口径別に定められているか。
- 答 給水装置工事に関する施設基準により審査している。通常 1 3 mm においての水栓数は、6 栓までとしている。
- 問 2 7. 受水槽式給水で給水を受ける建物に、直結式給水装置を取付けようとする場合、この水道加入金はどうか。
- 答 直結式給水栓が、本給水装置の支栓として水道メーター下流に設置される場合には、水道加入金の対象にはならない。
本給水装置とは別個の直結式給水となる場合は、その口径に応じた水道加入金を徴収する。
- 問 2 8. 同一敷地内の建物の給水装置を総合して、一つの給水装置とする場合の水道加入金の計算方法はどうか。
- 答 新旧給水装置の口径に応ずる水道加入金の額の合計額について、新設分が多いときはその差に応ずる水道加入金の額を徴収し、新設分が少ないときは水道加入金は徴収されない。
- 問 2 9. アパートにおいて共用の浴場、便所等に給水するため別に給水装置を新設する場合、水道加入金は徴収されるのか。
- 答 この場合には、新設給水装置の口径に応じた水道加入金が徴収される。尚、問のような場合には、アパートの給水装置の支栓として設置する方が適当である。支栓として設置し、増径も行わないときは、水道加入金は徴収されない。
- 問 3 0. 寮、下宿等に一つの給水装置で給水している建物を改造して、各室に給水装置を取付ける場合の水道加入金はどうか。
- 答 問のように既設給水装置の支栓の施設を利用して、それぞれ別個の給水装置とする場合には、水道加入金は徴収されない。
- 問 3 1. 同一敷地内の諸建物にそれぞれ給水装置を新設する場合は、水道加入金はどうか。
- 答 それぞれの給水装置ごとにその口径に応ずる水道加入金が徴収される。
- 問 3 2. 共用栓を撤去してその共用栓の使用者専用栓を新設する場合は、水道加入金は免除されることになっているが、配水管から取出した給水管の口径を増径する場合でも水道加入金を免除されるか。
- 答 撤去される共用栓の使用者が新設する専用栓の口径が 1 3 mm であるときは、水道加入金は免除される。

問 3 3. 給水装置の所有者が給水装置を撤去して新設する場合は、水道加入金を免除されることになっているので、給水装置継承による所有者の名義変更を行った場合にも水道加入金を免除されるのか。

答 給水装置の継承は、継承者がその装置を使用する場合に行われるものである。継承者が給水装置の設置してある家屋の所有者でない場合には、その給水装置継承届は承認されないものであるから、問の場合のように水道加入金が免除されることはない。

問 3 4. 便所を水栓化するために給水管の口径を 13mm から 20mm に増径する場合は、水道加入金はどうか。

答 問の場合にも特例は設けられていないから、一般の場合と同じく増径にかかる部分の水道加入金が徴収される。